掲載・更新年月日: 金融庁 「顧客本位の業務運営に関する原則」 との対応関係表

https://www.ubs.com/global/ja/legal/country/japan/disclaimer-8.html https://www.ubs.com/global/ja/legal/country/japan/disclaimer-8.html

金融事業者の名称 ■取組方針掲載ページのURL ■取組状況掲載ページのURL

UBS銀行東京支店

		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原 則 2	【 國客の最後の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客 に対して譲実。公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図 るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文 化として定着するよう努めるべきである。		実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 願客の最善の利益の追求【原則2】 インベスメント・バンク部門における取組み 顧客の最善の利益の追求【原則2】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 顧客の最善の利益の追求【原則2】 本原則への組力針に対する取組状況 (インベストメント・バンク部門) 願客の最善の利益の追求【原則2】
	(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位 の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を 図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益 の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 顧客の最善の利益の追求【原則2】 インベスメント・パンク部門における取組み 顧名の最善の利益の追求【原則2】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 顧客の最善の利益の追求 (原則2) 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・バンク部門) 顧客の最善の利益の追求 [原則2]
原則 3	【利益相反の遺切な管理】 金融事業者は、取引における服客との利益相反の可能 性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合に は、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業 者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定す べきである。		実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 利益相反の適切な管理【原則3】 インベスメント・パンク部門における取組み 利益相反の適切な管理【原則3】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 利益相反の適切な管理 (原則3] 本原則への組力針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) 利益相反の適切な管理 [原則3]
	(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに 当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に 及ぼす影響についても考慮するである。 ・ 販売会社が、金融商品の顕帝への販売・推奨 等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数 料等の支払が、同一クループに属する別の会社 から提供を受けた場局を販売・推奨等する場合 ・ 原一主体又はグループ内に法人富業部門と 週用部門を持しており、当該部用部門が、資産 の運用がに法人富業部門が取引関係等を有す る企業を進み場合	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 利益相反の適切な管理【原則3】 インベスメント・パンク部門における取組み 利益相反の適切な管理【原則3】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 利益相反の適切な管理 (原則3] 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・バンク部門) 利益相反の適切な管理 [原則3]
原 則 4	【学教科等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料 その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサー どスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよ う情報提供すべきである。		実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 手数料等の明確化(原則41 インベスメント・パンク部門における取組み 手数料等の明確化【原則4】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 手数料等の明確化【原則4】 本原則への取組方針に対する取組状況 (インペストメント・パンク部門) 手数料等の明確化【原則4】
	金融 踏まえ ービス	な情報の分かりやすい提供】 は事業者は、顯客との情報の非対称性があることを え、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サ 2の販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解で こう分かりやすく提供すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5] インベスメント・バンク部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5]	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5] 本原則への取組方針に対する取組状況 (インペストメント・パンク部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5]
	(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顕客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な材益(リターン)、携失その他のリスク、取引条件。 ・ 顕常に対して販売・推奨等を行う金融商品の額成に携ちつ金融等事業者が販売対象として想定する顧客属性・ 顕常に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由・観客のニーズ及び集両を設まえたものであると判断する理由を含む)・ 顕客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との対策では関係の可能性がある場合には、その異体的内容(第二者から受け取る手数特を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】 インベスメント・バンク部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい場供【原則5】 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベス・メント・バンク部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】
原則5	(注2)	金融事業者は、接敷の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを開客に示すとともに、バッケージ化する場合としない場合を贈客が比較することが可能となるよう。それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス、マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5] インベスメント・バンク部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供 [原則6]	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 重要を情報の分かりやすい場性【原則5】 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考 虚の上、明確、平易であって、簡繁を招くことのな い顔実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】 インベスメント・バンク部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5] 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5]

	(注4)	金融事業者は、顧客に対して順売・推奨等を行う 金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供 を、分かりやすく行うへきである。単純でリスクの 低い商品の原本・推奨等を行う場合には際並な情 報注供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の 原志・推奨等を行う場合には、簡繁において同種の 商品の内容と比較することが容易となるように配 変した。資料を用いつつ、リスクとリターンの関係な ど基本的な期限を含め、より分かりやすく丁寧な 情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】 インベスメント・バンク部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5] 本原則・の取組方針に対する取組状況 (インベストメント・バンク部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則6]
	(注5)	金融事業者は、顕客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして服客の注意を 使すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】 インペスメント・パンク部門における取組み 重要な情報の分かりやすい提供【原則5】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5] 本原則への取組方針に対する取組状況 (イストメント・パンク部門) 重要な情報の分かりやすい提供 [原則5]
原則6	金融引目的	にあさわしいサービスの提供] は事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取 9、二人を把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・ 之の相成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】 インペスメント・バンク部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】 本原則への組力針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に需要すべきである。 ・ 勝名の配向を確認した上で、まず、翻客のライフプラン等を指まえた目標質重整や安全資産と投資性質の適切な商名を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の体を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスので、年季料を含む)と比較しながら行うこと ・ 全無商品・サービスの販売後において、顧客の窓向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組みウェルス・マネジメント部門における取組みお客様にふさわしいサービスの提供【原則6】インベスメント・バンク部門における取組みお客様にふさわしいサービスの提供【原則6】	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、当該バッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留 思すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6] インベスメント・バンク部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6]	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6] 本原則への取組方針に対する取削状況 (イリペストメント・バンク部門) お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6]
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の 組成に当かり、商品の特性を指束えて、成元対象と して想定する額客個性を特定・公表するとともに、 商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿 った販売がなされるよう留意すべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6] インベスメント・パンク部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6]	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6] 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6]
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融 商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取り被害を 受けやすい順性の顧客グループに対して商品の販 売・推奨等を行う場合には、商品の販売・推奨等が適当かより慎重に応 じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審 査ずべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 原原則6] インベスメント・パンク部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6]	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) お客様にふさわしいサービスの提供【原則6】
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品 の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるととも に、顕客に対して、その屋性に応し、金融初に関 する基本的な知識を得られるための情報提供を積 極的に行うべきである。	実施	お客様中心主義を実践するための具体的な取組み ウェルス・マネジメント部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 (原則6) インベスメント・バンク部門における取組み お客様にふさわしいサービスの提供 (原則6]	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6] 本原則への取組方針に対する取組状況 (ペストメント・パンク部門) お客様にふさわしいサービスの提供 [原則6]
原則	【従業員に対する適切な職権づけの特組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行 動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促 進するように設計された報酬・素終評価体系、従業員研修 その他の適切な勧振づけの特組みや適切なガバナンス体 刺を整備すべきである。		実施	ウェルス・マネジメント部門及びインベストメント・ バンク部門に共通した取組み 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 [原則7] 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 [原則7]
則 7	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている 注を含む)に関して実施する内容及び実施しない 代わりに譲っる代替取の内容について、これらに 携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の 業務を支援・模証するための体制を整備すべきで ある。	実施	ウェルス・マネジメント部門及びインベストメント・ バンク部門に共通した取組み 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	本原則への取組方針に対する取組状況 (ウェルス・マネジメント部門) 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 [原則7] 本原則への取組方針に対する取組状況 (インベストメント・パンク部門) 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 [原則7]
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

【照会先】	会先】			
部署	コンプライアンス部			
連絡先	OL-Customer-Complaint@ubs.com			